

職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置 に関する報告及び勧告の概要

平成21年5月11日
和歌山県人事委員会
内線3770,3771(職員課)

和歌山県人事委員会(委員長：守屋駿二)は、本日、県議会及び知事に対して、職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する報告及び勧告を行いました。その概要は以下のとおりです。

報告及び勧告のポイント

本年6月期の職員の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数のうち0.2月分を凍結

1 夏季一時金に関する特別調査

民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、人事院においては、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するための特別調査を実施したところです。本県においても同様の趣旨により、本年及び昨年の夏季一時金の決定状況等について特別調査を実施しました。

調査は、企業規模50人以上の県内民間企業約210社を対象とし、172社から回答を得、そのうち本年夏季一時金の支給を決定(妥結)している企業(以下「決定済企業」という。)は、30社でした。

決定済企業における本年夏季一時金の対前年増減率は9.5%で、決定済企業の改定結果を母集団の産業別従業員構成に合わせた本年夏季一時金の対前年増減率は10.7%となりました。これらの増減率を一般職員の現行の期末・勤勉手当の支給月数(2.15月分)に換算すると、いずれも0.2月分に相当します。

2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置の内容

以上の調査の結果を踏まえ、現時点において、民間の夏季一時金が大きく減少していることを踏まえた措置が必要ではあるものの、本年の夏季一時金の全体状況を把握することができないことから、本委員会としては、今回の調査により明らかになった民間の状況を反映させるため、次に掲げる暫定的な措置を講ずる必要があると判断しました。

(1) 平成21年6月期に支給する期末・勤勉手当の支給月数(2.15月)のうち、0.2月分の支給を凍結し、1.95月分とする(期末手当1.25月分、勤勉手当0.7月分)。

特定幹部職員については、昨年、勤勉手当の改定が見送られ、現行の6月期の期末・勤勉手当の支給月数が2.125月となっていることから、一般職員との均衡を考慮して、期末・勤勉手当の支給月数のうち、0.175月分の支給を凍結し、1.95月分とする(期末手当1.1月分、勤勉手当0.85月分)。

(2) 上記特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、本委員会が例年5月から実施している職種別民間給与実態調査において民間の特別給の支給状況を調査し、本年秋に必要な措置を勧告する。

(3) (1)の措置は、勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(参考1) 平成21年5月人事院勧告(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置関係)

民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施

- ・ 民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、約2,700社を対象に特別調査を実施(回答企業2,017社、決定済企業340社)
- ・ 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は14.9%、決定済企業の改定結果を母集団の産業別従業員構成に合わせた夏季一時金の対前年増減率は13.2%

特例措置の実施

- ・ 上記調査結果を踏まえ、暫定的な措置として、一般職員の本年6月期の期末・勤勉手当の支給月数(2.15月)のうち、0.2月分を凍結する。その配分は、現行6月期の期末・勤勉手当の構成比に従って実施
- ・ 一般職員以外の職員についても、所要の措置
- ・ 特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告

(参考2) 過去における期末・勤勉手当の特例措置

時期 昭和49年4月

内容 昭和49年度に支給される期末手当を0.3月分増額すること。
人事院勧告と同様の内容

(参考3) 夏季賞与のモデル例

(単位:円)

| 役職 | 年齢 | 家族構成 | 勧告前夏季賞与 | 勧告後夏季賞与 | 夏季賞与の差 |
|------|-----|---------|-----------|-----------|---------|
| 主事 | 25歳 | 独身 | 424,000 | 385,000 | 39,000 |
| 主査 | 35歳 | 配偶者、子1人 | 669,000 | 607,000 | 62,000 |
| 主任 | 45歳 | 配偶者、子2人 | 960,000 | 870,000 | 90,000 |
| 本庁課長 | 55歳 | 配偶者、子1人 | 1,110,000 | 1,006,000 | 104,000 |
| 本庁局長 | 57歳 | 配偶者 | 1,342,000 | 1,232,000 | 110,000 |
| 本庁部長 | 58歳 | 配偶者 | 1,581,000 | 1,451,000 | 130,000 |